

第118号議案 長崎市旧居留地建造物条例等の一部を改正する条例

<目次>

	(ページ)
1 改正理由	1
2 改正内容	1
3 今回改正を行わない条例及び施設	2
4 新旧対照表	3 ~ 8

総 務 部

令和元年9月



長崎市旧居留地建造物条例等の一部を改正する条例について

1 改正理由

これまで長崎市では、公の施設に設置する売店や喫茶店などについて、公の施設の設置目的外として使用するものと位置付け、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づきその使用を許可することとし、その目的外に使用する場合の使用料などの取扱いを公の施設の設置条例において規定していた。

今回、これらの売店や喫茶店などについて、公の施設の設置目的や、その利用状況等を勘案したうえで、原則として当該公の施設の設置目的内のものと整理し、条例に定める目的外に使用する場合の取扱いに係る規定を廃止したい。

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

「設置目的内」の考え方

「設置目的内」の解釈については、「公の施設の設置目的そのもの」のみならず、「公の施設の設置目的に沿い、その効用を増加させるもの」も含まれると整理し、「公の施設の設置目的に沿い、その効用を増加させるもの」は「設置目的内」のものとして考える。そのため、「公の施設の設置目的そのもの」と同様の手法（指定管理者制度導入施設であれば指定管理者）により管理・運営する。

なお、これにより、指定管理者が管理・運営する場合、指定管理者への使用許可及び指定管理者からの使用料納入を不要とし、当該指定管理者に対する事業の承認をするとともに、一定額以上の発生利益がある場合は、市への納付や施設への還元を行わせることとする。

2 改正内容

(1) 個別条例の一部改正（第 1 条から第 5 条関係）

公の施設の設置目的外として使用するものとして規定している売店や喫茶店などについて、公の施設の設置目的に沿い、その効用を増加させるものとして施設の設置目的内のものと整理し、公の施設の設置条例に規定する目的外の使用料のほか、その目的外に使用する場合の取扱いに関する規定を削る。

(2) 対象条例及び施設

	条例	施設名	目的外の 使用区分	施行日
1	長崎市旧居留地建造物条例	長崎市東山手地区町並み保存センター	喫茶店、売店	公布の日
		旧香港上海銀行記念館	喫茶店、売店	令和4年4月1日
2	長崎ブリックホール条例	長崎ブリックホール	レストラン	令和2年4月1日
3	長崎ペンギン水族館条例	長崎ペンギン水族館	飲食店、売店	令和2年4月1日
4	長崎市高島いやしの湯条例	長崎市高島いやしの湯	売店	令和2年4月1日

(3) 関係条例の改正

長崎原爆資料館条例及び長崎市科学館条例についても、公の施設の設置目的外として使用するものとして売店を規定しているため条例改正の必要があるが、本改正内容と併せて附属機関の委員の任期等に関する改正が必要なため、本議案（第118号議案）とは別に、第116号議案にて提案。

	条例	施設名	目的外の 使用区分	施行日
1	長崎原爆資料館条例	長崎原爆資料館	売店	公布の日
2	長崎市科学館条例	長崎市科学館	売店	令和2年4月1日

3 今回改正を行わない条例及び施設

次の施設については、他の施設と同様に、公の施設の設置目的外として使用するものとして売店等の規定があるが、現在、福祉施策の一環や地域振興の観点から、指定管理者以外の障害者団体や地元業者などに許可を行っているものであり、当該規定を削除することでそれらの団体を排除することに繋がるため、現時点では現行の取扱いのままとする。

	条例	施設名	目的外の 使用区分
1	長崎市伊王島海水浴場交流施設条例	長崎市伊王島海水浴場交流施設	売店、売店以外
2	長崎市高島ふれあい海岸条例	高島海水浴場	売店、売店以外
		高島ふれあいキャンプ場	
3	長崎市民会館条例	長崎市民会館	売店
4	長崎市市民センター条例	長崎市南部市民センター	障害者自立支援室

4 新旧対照表 (第 118 号議案)

第 1 条関係 長崎市旧居留地建造物条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市旧居留地建造物条例 平成 6 年 6 月 24 日 条例第 17 号</p> <p>第 1 条～第 18 条 (略)</p> <p>(目的外の使用料) 第 19 条 <u>長崎市東山手地区町並み保存センター又は旧香港上海銀行記念館をその目的外に使用する</u>場合の使用料は、別表第 5 のとおりとする。 2 前項の使用料は、その月分を翌月の 10 日までに納入しなければならない。</p> <p>(費用の負担) 第 20 条 <u>長崎市東山手地区町並み保存センター又は旧香港上海銀行記念館をその目的外に使用する</u>場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これに要する経費は、使用する者の負担とする。</p> <p>(準用) 第 21 条 第 12 条、第 13 条、第 14 条(第 2 項を除く。)、第 15 条及び第 16 条の規定は、<u>長崎市東山手地区町並み保存センター又は旧香港上海銀行記念館をその目的外に使用する</u>場合について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 2 項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とする。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (略)</p>	<p>長崎市旧居留地建造物条例 平成 6 年 6 月 24 日 条例第 17 号</p> <p>第 1 条～第 18 条 (略)</p> <p>(目的外の使用料) 第 19 条 旧香港上海銀行記念館をその目的外に使用する場合の使用料は、別表第 5 のとおりとする。 2 前項の使用料は、その月分を翌月の 10 日までに納入しなければならない。</p> <p>(費用の負担) 第 20 条 旧香港上海銀行記念館をその目的外に使用する場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これに要する経費は、使用する者の負担とする。</p> <p>(準用) 第 21 条 第 12 条、第 13 条、第 14 条(第 2 項を除く。)、第 15 条及び第 16 条の規定は、旧香港上海銀行記念館をその目的外に使用する場合について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 2 項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とする。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (略)</p>

第 2 条関係 長崎市旧居留地建造物条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市旧居留地建造物条例 平成 6 年 6 月 24 日 条例第 17 号</p> <p>第 1 条～第 18 条 (略)</p> <p>(目的外の使用料) 第 19 条 <u>旧香港上海銀行記念館をその目的外に使用する</u>場合の使用料は、別表第 5 のとおりとする。 2 前項の使用料は、その月分を翌月の 10 日までに納入しなければならない。</p> <p>(費用の負担) 第 20 条 <u>旧香港上海銀行記念館をその目的外に使用する</u>場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これに要する経費は、使用する者の負担とする。</p> <p>(準用) 第 21 条 第 12 条、第 13 条、第 14 条(第 2 項を除く。)、第 15 条及び第 16 条の規定は、<u>旧香港上海銀行記念館をその目的外に使用する</u>場合について</p>	<p>長崎市旧居留地建造物条例 平成 6 年 6 月 24 日 条例第 17 号</p> <p>第 1 条～第 18 条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>準用する。この場合において、第13条第1項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とする。</p> <p>第22条～第23条 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>別表第5 (第19条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>使用区分</td> <td>使用料 (1月につき)</td> </tr> <tr> <td>喫茶店</td> <td>1月の売上額の100分の5.29に相当する</td> </tr> <tr> <td>売店</td> <td>金額</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間については、1月を30日とした日割計算をする。</p> <p>2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	使用区分	使用料 (1月につき)	喫茶店	1月の売上額の100分の5.29に相当する	売店	金額	<p>第19条～第20条 (略)</p> <p>別表第1～別表第4 (略)</p> <p>(削除)</p>
使用区分	使用料 (1月につき)						
喫茶店	1月の売上額の100分の5.29に相当する						
売店	金額						

第3条関係 長崎ブリックホール条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎ブリックホール条例 平成9年12月22日 条例第36号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 前条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1に定める使用料を市長が別に定める日までに納入しなければならない。</p> <p>第9条～第17条 (略)</p> <p>(目的外の使用料)</p> <p>第18条 <u>ブリックホールをその目的外に使用する場合の使用料は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。</u></p> <p>(費用の負担)</p> <p>第19条 <u>ブリックホールをその目的外に使用する場合に電気、水道又はガスを使用するときは、これに要する経費は、使用する者の負担とする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第20条 <u>第9条から第16条までの規定は、ブリックホールをその目的外に使用する場合について準用する。この場合において、第11条、第12条及び第15条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第21条～第23条 (略)</p>	<p>長崎ブリックホール条例 平成9年12月22日 条例第36号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 前条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を市長が別に定める日までに納入しなければならない。</p> <p>第9条～第17条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p>

別表第1 (第8条関係) (略)	別表 (第8条関係) (略)
別表第2 (第18条関係)	(削除)
使用区分	使用料 (1月につき)
レストラ ン	1月の売上額の100分の10.28に相当する額
備考	
1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間は1月とする。	
2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	

第4条関係 長崎ペンギン水族館条例新旧対照表

現行	改正案
長崎ペンギン水族館条例 平成12年9月28日 条例第36号 第1条～第8条 (略)	長崎ペンギン水族館条例 平成12年9月28日 条例第36号 第1条～第8条 (略)
(目的外の使用料) 第9条 水族館をその目的外に使用する場合は、使用料は、別表第3のとおりとする。	(削除)
2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。	
(目的外の使用料の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、目的外の使用料を減免することができる。	(削除)
(目的外の使用料の返還) 第11条 既納の目的外の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	(削除)
(費用の負担) 第12条 水族館をその目的外に使用する者(以下「使用者」という。)が電気、水道又はガスを使用するときは、これらに要する経費は、使用者の負担とする。	(削除)
(権利の譲渡等の禁止) 第13条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。	(削除)
(許可の取消し等) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水族館の目的外の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。 (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。 (2) 使用の許可の条件に違反したとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	(削除)
2 前項の規定による処分によつて使用者に損害が生じることがあつても、市は、その責めを負わない。	

<p>(原状回復)</p> <p>第15条 使用者は、その使用が終わったとき、又はその使用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その使用の場所を原状に復さなければならない。</p> <p>第16条～第17条 (略)</p> <p>別表第1～別表第2 (略)</p> <p>別表第3 (第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料 (1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店</td> <td>1月の売上額の100分の10.28に相当する</td> </tr> <tr> <td>売店</td> <td>金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間は1月とする。</p> <p>2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	使用区分	使用料 (1月につき)	飲食店	1月の売上額の100分の10.28に相当する	売店	金額	<p>(削除)</p> <p>第9条 第10条 (略)</p> <p>別表第1～別表第2 (略)</p> <p>(削除)</p>
使用区分	使用料 (1月につき)						
飲食店	1月の売上額の100分の10.28に相当する						
売店	金額						

第5条関係 長崎市高島いやしの湯条例新旧対照表

現行	改正案
<p>長崎市高島いやしの湯条例 平成16年9月30日 条例第52号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 いやしの湯を利用しようとする者は、いやしの湯の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表第1に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(目的外の使用料)</p> <p>第9条 いやしの湯をその目的外に使用する場合は、使用料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項の使用料は、その月分を翌月の10日までに納入しなければならない。</p> <p>(目的外の使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、目的外の使用料を減免することができる。</p> <p>(目的外の使用料の返還)</p> <p>第11条 既納の目的外の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、こ</p>	<p>長崎市高島いやしの湯条例 平成16年9月30日 条例第52号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 いやしの湯を利用しようとする者は、いやしの湯の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

の限りでない。

(費用の負担)

第12条 いやしの湯をその目的外に使用する者(以下「使用者」という。)が電気、水道又はガスを使用するときは、これらに要する経費は、使用者の負担とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、いやしの湯の目的外の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて使用者に損害が生じることがあつても、市は、その責めを負わない。

(原状回復)

第15条 使用者は、その使用を終わつたとき、又はその使用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その使用の場所を原状に復さなければならない。

(市長による管理)

第16条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第2条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合においては、第4条第1項、第5条第1項及び第3項、第6条並びに別表第1の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条第1項中「いやしの湯の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる使用料(以下「使用料」という。)を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第6条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表第1中「利用料金の基準額」とあるのは「使用料」とし、第4条第2項並びに第5条第2項及び第4項の規定は適用しない。
- 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第17条～第18条 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(市長による管理)

第9条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第2条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合においては、第4条第1項、第5条第1項及び第3項、第6条並びに別表の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条第1項中「いやしの湯の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料(以下「使用料」という。)を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第6条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「利用料金の基準額」とあるのは「使用料」とし、第4条第2項並びに第5条第2項及び第4項の規定は適用しない。
- 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第10条～第11条 (略)

別表第1 (第5条関係) (略)

別表第2 (第9条関係)

使用区分	使用料 (1平方メートルにつき1月)
売店	822円

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。この場合において、使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その面積又はその端数面積は、1平方メートルとして計算する。

別表 (第5条関係) (略)

(削除)